

平成21年6月9日

株 主 各 位

岡山市北区内山下1丁目1番13号
株式会社 大本組
代表取締役社長 大本 榮 一

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいませうようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 岡山市北区内山下1丁目1番13号 当社本店 6階大会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第72期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第72期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.ohmoto.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、米国大手金融機関の破綻を契機とした世界的な金融市場の混乱を受け、急激に株価の下落や円高が進行し、景気は急速に悪化しました。その結果、企業収益が悪化し、設備投資の減少や雇用環境の悪化をもたらしたほか、先行き懸念から個人消費が低迷するなど、経営環境は非常に厳しい状況でした。

当社グループの主たる事業領域である建設業界におきましては、官公庁工事が引き続き低迷したほか、設備投資計画の延期や中止が相次ぐなど民間工事が激減したため、工事量は全体として低迷が続き、受注競争が一段と激化しました。

こうした市場構造や競争環境の激変に対応するべく、民間の新規顧客開拓を強力に推進したほか、品質管理、原価管理並びに経費の削減を徹底するなど、お客様本位と利益確保の両立を目指して競争力・収益力の一層の強化に努めてまいりました。

これらの結果、当期の連結売上高は前期比16.1%減少して885億18百万円、連結営業利益は前期比4.5%減少して12億53百万円、連結経常利益は前期比0.8%増加して14億45百万円、連結当期純利益は6億11百万円（前期は56億74百万円の損失）となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

(建設部門)

受注高は前期比11.0%減少して758億78百万円、その全てが建設事業の受注となりました。建設事業受注高のうち土木工事は前期比32.7%増の303億41百万円、建築工事は前期比25.4%減の455億37百万円であり、これらの発注者別内訳は官公庁26.2%、民間73.8%となりました。主な受注工事は次のとおりであります。

伊藤忠商事(株)	さいたま市日進複合商業施設新築工事	(埼玉県)
三菱化学エンジニアリング(株)	キッコーマン(株)野田工場製造第2部 詰・製成リニューアル1期工事	(千葉県)
(株)中国銀行	大供支店新築工事	(岡山県)
国土交通省	仁摩温泉津道路天河内第1トンネル工事	(島根県)
九州電力(株)	塚原発電所貯水池内崩壊斜面災害復旧工事	(宮崎県)

売上高は、前期比16.2%減少して880億54百万円、そのうち土木工事は前期比4.6%減の456億61百万円、建築工事は前期比25.9%減の423億93百万円であり、これらの発注者別内訳は官公庁30.9%、民間69.1%となりました。主な完成工事は次のとおりであります。

イ	オ	ン	(株)	イオン加西ショッピングセンター新築工事	(兵庫 県)
(株)	ト	ン	ボ	本社工場社屋・物流センター新築工事	(岡山 県)
ア	マ	ノ	(株)	横浜支店新築工事	(神奈川 県)
国	土	交	通	胆沢ダム堤体盛立(第1期)工事	(岩手 県)
東	京	省	都	中央環状品川線大井北発進立坑設置工事	(東京 都)

この結果、次期への繰越高は前期比13.5%減少して781億82百万円、そのうち建設事業繰越高が前期比13.7%減の768億95百万円、不動産事業繰越高が前期と変わらず12億86百万円となりました。

当期における受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土 木	41,686	30,341	45,661	26,366
	建 築	47,384	45,537	42,393	50,528
	計	89,070	75,878	88,054	76,895
不 動 産 事 業		1,286	-	-	1,286
計		90,357	75,878	88,054	78,182

(その他部門)

ゴルフ場業界は、景気悪化に伴う個人消費の減退の影響を強く受け、四国地方では入場者数が低迷しました。

当部門は平日入場者の増加策を展開した結果、入場者は前年度を上回る結果となりましたが、低価格競争の激化により、売上高は前期比1.9%減の4億64百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

- (3) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

- (4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第69期 (平成17年度)	第70期 (平成18年度)	第71期 (平成19年度)	第72期(当期) (平成20年度)
受 注 高	116,388	97,415	85,230	75,878
売 上 高	108,926	125,073	105,511	88,518
経 常 利 益	2,561	1,459	1,432	1,445
当 期 純 利 益	1,657	1,105	△5,674	611
1株当たり当期純利益	53円85銭	35円93銭	△184円55銭	19円89銭
総 資 産	117,512	116,827	95,734	83,253
純 資 産	53,251	54,124	46,569	45,885
1株当たり純資産	1,730円90銭	1,759円71銭	1,514円64銭	1,492円77銭

- (注) 1. 第70期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
2. 第71期は特別転進支援措置の実施に伴い発生した割増退職金及び再就職支援費用を特別損失に計上したこと、繰延税金資産を全額取崩したこと等により当期純損失となりました。

- (5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的な景気の減速と金融市場の混乱を背景に、当面厳しい局面が続くものと予想されます。

建設業界におきましては、財政支出の拡大等により公共建設需要は強含みで推移するとの期待はあるものの、それ以上に实体经济の悪化を受けて設備投資の延期や抑制が強まるなど、製造業を中心とした民間建設需要が減少するため、官民を合わせた全体としては誠に厳しい情勢が続き、供給過剰の構造は一層顕著になるものと懸念されます。

当社グループといたしましては、これまで以上にお客様本位の徹底、課題解決能力、競争力及び収益力の強化に努め、経済の急速な後退局面においても、健全な財務力等の優位性を活かして建築事業を継続的に強化するとともに、土木事業では総合評価方

式での受注競争力を強化し、安定的な工事量を確保するべく、グループ一丸となって挑戦してまいります。

施工活動の面では、品質はもちろん、コスト、工期、安全の全ての面でお客様に満足していただけるよう、コミュニケーション能力を高め、お客様の要求を正確に理解・共有するほか、品質の向上、安全性及び生産性の向上、地球環境の保全、並びにコストの低減等に資する分野での技術力・技術提案力を一層強化してまいります。

また、財務面におきましては、創業以来一貫して財務体質を強化してまいりました。が、今後ともより一層の健全化に努めてまいります。

さらに、内部統制システムの継続的な整備、運用を行い、経営の信頼性の向上と一層の効率化を図ってまいります。そして、社会から高い信頼を寄せていただける企業となるべく、引き続き全社を挙げてコンプライアンス及びリスク管理の徹底に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社坂出カントリークラブ	50 百万円	100 %	ゴルフ場の運営

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社であり、当期の連結売上高は885億18百万円、連結当期純利益は6億11百万円であります。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者（(特-19)第2646号）として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っており、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（(10)第2381号）として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

また、連結子会社において、ゴルフ場の運営を行っております。

(8) 主要な営業所の状況

① 当社の事業所

本店 岡山市内山下1丁目1番13号

(注) 平成21年4月1日に岡山市が政令指定都市に移行したため、本店所在地は同日より岡山市北区内山下1丁目1番13号となっております。

東京本社 東京都千代田区永田町2丁目17番3号

支店 東北支店(仙台市) 東京支店(東京都千代田区)
横浜支店(横浜市) 名古屋支店(名古屋市)
大阪支店(大阪市) 岡山支店(岡山市)
広島支店(広島市) 四国支店(高松市)
九州支店(福岡市)

② 重要な子会社の事業所

株式会社坂出カントリークラブ

本店及びコース 香川県坂出市府中町4628-1

(9) 従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
当社	825	△ 103
連結子会社	51	1
合計	876	△ 102

- (注) 1. 上記のほかに臨時従業員(年間平均)118名が就業しております。
2. 従業員数には外部機関等への出向者7名は含んでおりません。
3. 従業員数が最近1年間において、102名減少しておりますが、その主な理由は定年及び契約期間満了による退職者の増加によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 124,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,704,400株
- (3) 株主数 1,247名
- (4) 重要な大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
有 限 会 社 百 栄	8,432 ^{千株}	27.43 %
財 団 法 人 大 本 育 英 会	5,094	16.57
有 限 会 社 大 百 興 産	2,140	6.96
大 本 榮 一	1,412	4.60
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,324	4.31
大 本 百 稔	1,322	4.30
大 本 組 従 業 員 持 株 会	1,219	3.97
大 本 愛 子	501	1.63
ザバンクオブニューヨークトリーディングアクト 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	243	0.79
ジェイピーモルガンクリアリングコープセク 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	208	0.68

(注) 1. 当社は自己株式を965,796株保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記の大株主から除外しております。

2. 出資比率は、平成21年3月31日現在所有の自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役会長(兼)社長 執行役員社長	大 本 榮 一	株式会社坂出カントリークラブ代表取締役社長
代 表 取 締 役 執行役員副社長	大 本 百 稔	社長補佐 有限会社百栄代表取締役 有限会社大百興産代表取締役
取 締 役 専務執行役員	佐々木 英 二	営業本部長
取 締 役 常務執行役員	大 藤 強	管理本部長(兼) コンプライアンス担当
取 締 役 常務執行役員	大 本 万 平	建築本部長
取 締 役 執行役員	上 原 昭 治	技術本部長(兼) 営業本部不動産開発部長
取 締 役 執行役員	辻 孝	土木本部長
取 締 役 執行役員	上 野 俊 治	管理本部経理部長
常 勤 監 査 役	風 欽 也	
監 査 役	伊 賀 榮 昭	
監 査 役	安 藤 忠 夫	

- (注) 1. 監査役のうち伊賀榮昭氏及び安藤忠夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役風欽也氏は、41年間当社で経理業務を担当しており、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当該事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任時の地位	退任理由	退任年月日
吉 川 昌 宏	取 締 役 執行役員副社長	辞 任	平成20年6月27日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報 酬 額 (百万円)
取締役	9	2 1 5
監査役	3	1 9
(うち社外監査役)	(2)	(8)
計	1 2	2 3 5

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等
特記すべき事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・ 監査役伊賀榮昭氏は、当事業年度開催の取締役会9回の全て、監査役会9回の全てにそれぞれ出席し、主に金融機関に勤めた長年の経験からの発言を適宜行っております。
- ・ 監査役安藤忠夫氏は、当事業年度開催の取締役会9回のうち8回、監査役会9回のうち8回にそれぞれ出席し、豊富な経験や高い見識に基づいた客観的かつ広範な視野から、主にコンプライアンス及び危機管理に関する意見を適宜述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は平成18年6月29日開催の第69回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失が無かったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

名 称	区 分	報酬額 (百万円)
監査法人トーマツ	①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	38
	②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の総額	41

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対して公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務であるアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

不再任の決定については、監査役会と取締役会が会計監査人の継続監査年数等を勘案して協議を行い、決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」について、この度、財務報告に係る内部統制システムの構築及び反社会的勢力排除に向けた体制を明文化することなどを目的として、平成21年3月27日開催の取締役会において、一部改訂することを決議しました。改訂後の体制は下記のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実の発生を防止するため、コンプライアンスに係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行うほか、内部通報制度を整備する。また、内部監査室の監査を中心とした内部統制システムを構築し、内部監査室は監査の方針、計画について監査役会と事前に協議を行い、監査の結果を定期的に取締役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に係る情報の記録方法、保存期間及び管理方法等に係る規程を整備し、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう重要書類等を保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に影響を及ぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため、リスク管理に係る規程及びマニュアルの制定、委員会の設置、教育等を行う。また、本部組織単位の業務に付随するリスク管理は規程に基づいて当該部門を統括する執行役員に責任及び権限を付与する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定機能の迅速化及び監督機能の強化、並びに業務執行機能の強化及び業務執行責任の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。そのもとで適正な業務組織の編成、執行役員及び従業員の業務の分担の決定を行うほか、業務の執行の権限に関する規程を整備して、業務及びその権限と責任の範囲を明確化する。また、内部監査室の監査を中心とした内部統制システムを構築し、執行役員及び従業員の業務の執行及び業務プロセス等の適切性並びに効率性を監査し、監査の結果を定期的に取締役会に報告する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、管理本部を所管する執行役員に、グループ各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの責任及び権限を付与する。当該執行役員は、グループ各社を管理し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する監査役会事務局を設置する。監査役会事務局員は、内部監査室及び管理本部等に所属する従業員のうちから任命する。また、監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動及び評価等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得る。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、他の取締役の職務の執行を監視するとともに、取締役、執行役員及び従業員の職務の執行に関して、法令及び定款に違反する重大な事実またはその発生の可能性を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。また当社は、執行役員及び内部監査室から監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について、定期的に監査役会に報告する体制を整備する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を図る体制を整備及び運用する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、いかなる場合でも経済的利益を供与しないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、これに基づき企業行動指針の制定、マニュアルの作成、委員会の設置等を行う。また、警察、顧問弁護士等の外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図る。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	71,276	流 動 負 債	30,600
現 金 預 金	14,902	支払手形・工事未払金等	14,872
受取手形・完成工事未収入金等	33,151	一年内返済予定の長期借入金	48
未 成 工 事 支 出 金	17,326	未 払 金	221
不 動 産 事 業 支 出 金	1,194	未 払 法 人 税 等	117
材 料 貯 蔵 品	231	未 成 工 事 受 入 金	13,934
未 収 入 金	3,175	不 動 産 事 業 受 入 金	250
そ の 他	1,294	完 成 工 事 補 償 引 当 金	154
貸 倒 引 当 金	△ 0	賞 与 引 当 金	497
固 定 資 産	11,976	工 事 損 失 引 当 金	231
有 形 固 定 資 産	5,443	そ の 他	272
建 物 ・ 構 築 物	2,019	固 定 負 債	6,766
機 械、運 搬 具 及 び 工 具 器 具 備 品	367	退 職 給 付 引 当 金	2,990
土 地	2,809	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	737
そ の 他	247	繰 延 税 金 負 債	604
無 形 固 定 資 産	486	そ の 他	2,435
投 資 其 他 の 資 産	6,047		
投 資 有 価 証 券	5,030	負 債 合 計	37,367
長 期 貸 付 金	35		
そ の 他	1,754	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△ 773	株 主 資 本	44,979
		資 本 金	5,296
		資 本 剰 余 金	4,314
		利 益 剰 余 金	35,849
		自 己 株 式	△ 480
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	905
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	905
		純 資 産 合 計	45,885
資 産 合 計	83,253	負 債 ・ 純 資 産 合 計	83,253

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上高		88,518
売	完成工事		82,468
売	完成工事		6,049
販	完成工事		4,796
営	営業外		1,253
営	受取	84	
営	受取	106	
営	受取	142	
営	受取	38	
営	受取	6	378
営	支手	73	
営	支手	70	
営	支手	20	
営	支手	14	
営	支手	6	
特	別	1	186
特	別		1,445
特	別	5	
特	別	0	
特	別	41	
特	別	69	
特	別	1	117
特	別	1	
特	別	6	
特	別	4	
特	別	0	
特	別	253	
特	別	555	
特	別	17	838
特	別		724
特	別		112
特	別		611

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高	5,296	4,315	35,591	△ 478	44,724	1,845	46,569
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△ 353		△ 353		△ 353
当期純利益			611		611		611
自己株式の取得				△ 2	△ 2		△ 2
自己株式の処分		△ 0	△ 0	0	0		0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△ 939	△ 939
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 0	257	△ 1	255	△ 939	△ 683
平成21年3月31日残高	5,296	4,314	35,849	△ 480	44,979	905	45,885

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数……………1社
連結子会社の名称……………(株)坂出カントリークラブ
- ② 非連結子会社の数……………3社
主要な非連結子会社の名称……………(株)寿光苑
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。
- ② 持分法非適用の関連会社数……………1社
持分法非適用の関連会社の名称……………クイント企画(株)
持分法を適用していない理由
持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結計算書類作成会社と同じであります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材 料 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ70百万円減少しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、連結子会社（(株)坂出カントリークラブ）が所有しているゴルフ場設備及び、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。なお、耐用年数及び残存価額について

- は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)
 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ハ. リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 (会計方針の変更)
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 これによる損益に与える影響はありません。
- ③ 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 完成工事補償引当金
 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。
- ハ. 賞与引当金
 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
- ニ. 工事損失引当金
 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ホ. 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
 過去勤務債務については、その発生時に一時に費用処理しております。
- ヘ. 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、連結子会社については、役員退職慰労引当金を計上していません。
- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- イ. 完成工事高の計上基準
 完成工事高の計上は、工事完成基準によっておりますが、工期1年超かつ請負金額300百万円以上の工事については、工事進行基準によっております。
 なお、工事進行基準によった完成工事高は30,246百万円であります。
- ロ. 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
 連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっております。
- (6) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「その他たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「不動産事業支出金」「材料貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他たな卸資産」に含まれる「不動産事業支出金」「材料貯蔵品」は、それぞれ577百万円、58百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「受取利息配当金」として表示しておりました「受取利息」(94百万円)、「受取配当金」(98百万円)につきましては、明瞭性の観点から、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払保証料」(21百万円)につきましては、明瞭性の観点から、当連結会計年度より区分掲記しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
 取引先の金融機関からの借入に対し、現金預金(定期預金)8百万円を担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,611百万円
- (3) 圧縮記帳額
 固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、土地23百万円であります。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 31,704,400株
- (2) 配当に関する事項
 ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	353	11.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案
 しております。

- ・ 配当金の総額 353百万円
- ・ 1株当たり配当額 11.5円
- ・ 基準日 平成21年3月31日
- ・ 効力発生日 平成21年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,492円77銭
 1株当たり当期純利益金額 19円89銭

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	71,230	流 動 負 債	30,523
現金預金	14,873	支払手形	2,362
受取手形	9,547	工事未払金	12,433
完成工事未収入金	23,593	不動産事業未払金	76
信託受益権	1,055	未払金	199
未成工事支出金	17,326	未払法人税等	117
不動産事業支出金	1,194	未払費用	209
材料貯蔵品	226	未成工事受入金	13,934
短期貸付金	5	不動産事業受入金	250
前払費用	0	預り金	53
従業員に対する短期債権	9	前受収益	6
未収入金	3,175	完成工事補償引当金	154
その他	223	賞与引当金	492
貸倒引当金	△ 0	工事損失引当金	231
固 定 資 産	11,272	固 定 負 債	6,100
有形固定資産	4,702	退職給付引当金	2,951
建物	1,650	役員退職慰労引当金	737
構築物	72	長期預り保証金	240
機械及び装置	94	関係会社事業損失引当金	1,566
船舶	50	繰延税金負債	604
車両運搬具	25		
工具、器具及び備品	181	負 債 合 計	36,623
土地	2,627		
無形固定資産	485	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	428	株 主 資 本	44,973
電話加入権	49	資本金	5,296
その他	7	資本剰余金	4,314
投資その他の資産	6,083	資本準備金	4,314
投資有価証券	4,969	利 益 剰 余 金	35,843
関係会社株式	61	利益準備金	735
従業員に対する長期貸付金	35	その他利益剰余金	35,108
関係会社長期貸付金	3,211	別途積立金	34,100
破産債権、更生債権等	773	繰越利益剰余金	1,008
長期前払費用	1	自 己 株 式	△ 480
その他	1,016	評価・換算差額等	905
貸倒引当金	△ 3,984	その他有価証券評価差額金	905
		純資産合計	45,879
資 産 合 計	82,503	負債・純資産合計	82,503

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高 高		88,054
事 価		
工 原		82,043
原 事		
利 総		6,010
益 利		4,754
費 費		1,255
受 息	84	
受 金	106	
受 料	142	
受 金	38	
そ 他	5	377
業 費		
支 外		
賃 貸	72	
シ 取	70	
ン ジ	20	
支 払	14	
手 形	6	
そ 常	1	184
特 別		1,448
固 資	5	
投 有	0	
ゴ フ	41	
貸 倒	69	
関 係	185	
そ の	1	302
特 別		
固 資	1	
定 定	6	
投 有	4	
ゴ フ	0	
投 資	253	
貸 倒	740	
損 害	17	
引 前		1,023
法 人		727
税 引		112
当 期		615
純 利		
高 高		
事 価		
工 原		
原 事		
利 総		
益 利		
費 費		
受 息		
受 金		
受 料		
受 金		
そ 他		
業 費		
支 外		
賃 貸		
シ 取		
ン ジ		
支 払		
手 形		
そ 常		
特 別		
固 資		
投 有		
ゴ フ		
貸 倒		
関 係		
そ の		
特 別		
固 資		
定 定		
投 有		
ゴ フ		
投 資		
貸 倒		
損 害		
引 前		
法 人		
税 引		
当 期		
純 利		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	5,296	4,314	0	4,315	735	40,150	△ 5,303	35,581	△ 478	44,714
事業年度中の変動額										
別途積立金の取崩						△ 6,050	6,050	-		-
剰余金の配当							△ 353	△ 353		△ 353
当期純利益							615	615		615
自己株式の取得									△ 2	△ 2
自己株式の処分			△ 0	△ 0			△ 0	△ 0	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 0	△ 0	-	△ 6,050	6,311	261	△ 1	259
平成21年3月31日残高	5,296	4,314	-	4,314	735	34,100	1,008	35,843	△ 480	44,973

	評価・換算 差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高	1,845	46,559
事業年度中の変動額		
別途積立金の取崩		-
剰余金の配当		△ 353
当期純利益		615
自己株式の取得		△ 2
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 939	△ 939
事業年度中の変動額合計	△ 939	△ 680
平成21年3月31日残高	905	45,879

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

不動産事業支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ70百万円減少しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（会計方針の変更）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績率を基礎として計上しております。

③ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度未手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時に一時に費用処理しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑦ 関係会社事業損失引当金

債務超過の解消に長期間を要すると判断される関係会社の損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額（当社からの貸付金相当額を除く）を計上しております。

(4) 完成工事高の計上基準

完成工事高の計上は、工事完成基準によっておりますが、工期1年超かつ請負金額300百万円以上の工事については、工事進行基準によっております。なお、工事進行基準によった完成工事高は30,246百万円です。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「信託受益権」（788百万円）につきましては、資産の総額100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、「流動資産」の「短期貸付金」に含めて表示しておりました「従業員に対する短期債権」（12百万円）につきましては、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、「固定資産」の「建物・構築物」として表示しておりました「建物」(1,742百万円)、「構築物」(76百万円)につきましては、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、「固定資産」の「機械・運搬具」として表示しておりました「機械及び装置」(127百万円)、「船舶」(54百万円)及び「車両運搬具」(39百万円)につきましては、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、「固定資産」の「長期貸付金」に含めて表示しておりました「従業員に対する長期貸付金」(53百万円)、「関係会社長期貸付金」(3,026百万円)につきましては、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「受取利息配当金」として表示しておりました「受取利息」(94百万円)、「受取配当金」(98百万円)につきましては、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払保証料」(21百万円)につきましては、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

取引先の金融機関からの借入に対し、現金預金(定期預金)8百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

6,512百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5百万円
長期金銭債権	3,211百万円
短期金銭債務	6百万円
長期金銭債務	-百万円

(4) 圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、土地23百万円であります。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	-百万円
仕入高	190百万円
営業取引以外の取引による取引高	54百万円

(2) 貸倒引当金繰入額(特別損失)のうち185百万円は、子会社貸付の実行によるものであります。なお、当該子会社の債務超過相当額(当社からの貸付金相当額を除く)については関係会社事業損失引当金を計上しているため、同貸付の実行による貸倒引当金の計上に対応して、同額の戻入を行っております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 965,796株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	百万円
税務上の繰越欠損金	1,817
貸倒引当金	1,539
退職給付引当金	1,193
関係会社事業損失引当金	633
減損損失計上額	506
役員退職慰労引当金	298
賞与引当金	204
工事損失引当金	144
その他	<u>321</u>
繰延税金資産小計	6,659
評価性引当額	<u>△6,659</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>604</u>
繰延税金負債合計	<u>604</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社である㈱坂出カントリークラブに対して、預託金返還資金の無利息での貸付及び役員の兼任を行っております。当事業年度中に発生した貸付は185百万円であり、当事業年度末の残高は3,211百万円であります。当社ではその債権に対して全額貸倒引当金を計上しており、当事業年度の繰入額は185百万円、残高は3,211百万円であります。また、債務超過相当額（当社からの貸付金相当額を除く）について関係会社事業損失引当金を計上しており、当事業年度の戻入額は185百万円、残高は1,566百万円であります。なお、当該子会社の議決権は当社が直接100%所有しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,492円56銭
1株当たり当期純利益金額	20円01銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社 大本組
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 石黒 訓 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三宅 昇 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴木朋之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大本組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大本組及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

株式会社 大本組
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 訓 ㊟

指定社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 昇 ㊟

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木朋之 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大本組の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は認識していない旨の報告を取締役等及び監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月18日

株式会社大本組 監査役会

常勤監査役 風 欽 也 ㊟

監査役 伊賀 榮 昭 ㊟

監査役 安藤 忠 夫 ㊟

(注) 監査役伊賀榮昭及び監査役安藤忠夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本とした上で、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金11円50銭 総額353,493,946円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年6月29日

2. その他剰余金の処分にに関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその金額
別途積立金 250,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその金額
繰越利益剰余金 250,000,000円

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきまして、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第8条～第9条 (略)</p> <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第10条 <u>当会社の株主(実質株主を含む、以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>第11条に規定する請求をする権利</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む、以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 <u>当会社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条～第39条 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第9条 <u>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>第10条に規定する請求をする権利</u></p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 <u>当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第13条～第38条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 の株式の数
1	大 本 榮 一 (大正8年1月30日生)	昭和21年9月 当社入社 昭和24年6月 当社取締役副社長 昭和36年8月 当社代表取締役社長 平成11年6月 当社代表取締役会長（兼）社長 （執行役員社長） 現在に至る （他の法人等の代表状況） 株式会社坂出カントリークラブ代表取締役社長	1,412,577株
2	大 本 百 稔 (昭和16年8月24日生)	昭和39年7月 当社監査役 昭和46年7月 当社取締役 昭和48年7月 当社常務取締役 昭和54年8月 当社専務取締役 昭和61年8月 当社代表取締役副社長 平成17年6月 当社代表取締役 （執行役員副社長・社長補佐） 現在に至る （他の法人等の代表状況） 有限会社百栄代表取締役社長 有限会社大百興産代表取締役社長	1,322,867株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3	佐々木 英二 (昭和16年10月9日生)	昭和39年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成16年2月 当社専務取締役 平成17年6月 当社専務執行役員 平成20年6月 当社取締役 (専務執行役員営業本部長) 現在に至る	13,000株
4	大本 万平 (昭和46年10月16日生)	平成12年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社取締役 (常務執行役員建築本部長) 現在に至る	124,440株
5	大藤 強 (昭和10年2月4日生)	昭和28年3月 当社入社 平成元年8月 当社常任監査役 平成6年8月 当社常勤監査役 平成19年6月 当社取締役 (常務執行役員管理本部長 (兼) コンプライアンス担当) 現在に至る	15,467株
6	辻 孝 (昭和23年9月26日生)	昭和47年4月 当社入社 平成19年2月 当社執行役員土木本部長 平成19年6月 当社取締役 (執行役員土木本部長) 現在に至る	7,540株
7	上野 俊治 (昭和21年6月19日生)	昭和40年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 (執行役員管理本部経理部長) 現在に至る	10,540株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役伊賀榮昭氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
伊賀榮昭 (昭和11年11月12日生)	昭和35年3月 株式会社中国銀行入行 平成3年6月 同社常勤監査役 平成7年6月 同社監査役退任 平成16年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊賀榮昭氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 伊賀榮昭氏につきましては、長年金融機関に勤められた豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 伊賀榮昭氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
5. 伊賀榮昭氏の現在の任期中において、当社は新潟市発注下水道工事、防衛施設庁発注工事、名古屋市発注地下鉄工事を巡る独占禁止法違反により、国土交通省より営業停止処分を受けました。
- 同氏は、同事件発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令等の遵守を徹底するよう適宜注意喚起を行っており、事件発生後においては、再発防止のための諸施策について審議し、必要な意見を述べております。
6. 当社は、現行定款において、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより社外監査役候補者である伊賀榮昭氏につきましては、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- 当該責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
光岡敬一 (昭和22年3月14日生)	昭和40年4月 広島国税局採用 平成13年7月 広島国税局調査査察部調査管理課長 平成16年7月 広島東税務署長 平成17年8月 光岡税理士事務所開設 現在に至る	0株

- (注)
- 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 光岡敬一氏は社外監査役の候補者であります。
 - 光岡敬一氏につきましては、税務の専門家としての豊富な経験と高い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役として当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
 - 当社は、現行定款において、社外監査役との間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結できる旨を定めております。これにより、補欠の社外監査役候補者が社外監査役に就任した場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当該責任限定契約の概要は次のとおりであります。
 - 社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低限度額を限度として、その責任を負う。
 - 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

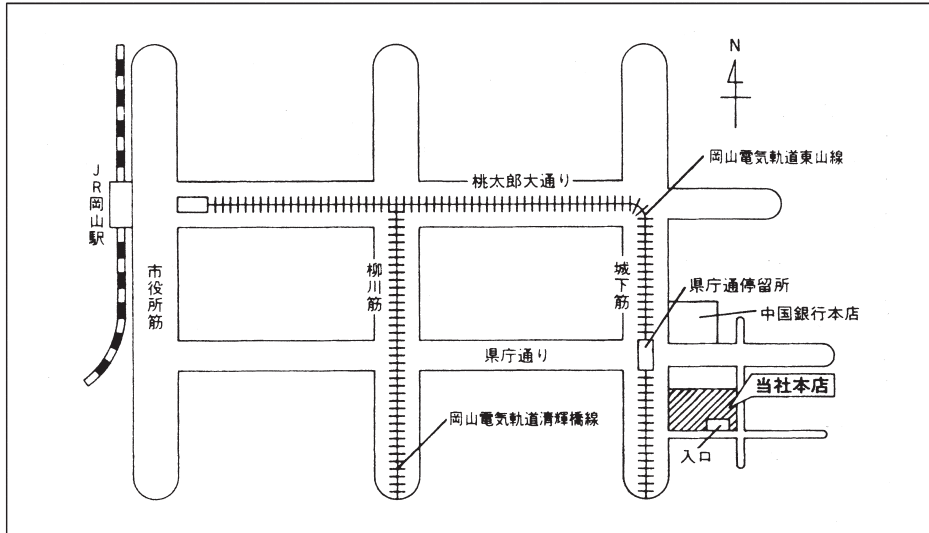
本株主総会終結の時をもって取締役を退任されます上原昭治氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当の範囲内で退職慰労金の贈呈をすることとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
上原昭治	平成15年6月 当社取締役 (執行役員技術本部長(兼)営業本部不動産開発部長) 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図



会 場 岡山市北区内山下1丁目1番13号
当社本店 6階大会議室
TEL. (086) 225-5131

交 通 岡山電気軌道(路面電車)東山線
県庁通停留所下車徒歩約2分